

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】2
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】8
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】9

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】10

北九州市告示第410号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1台	平成29年9月7日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

	1 台	平成 2 9 年 9 月 1 1 日	
	1 台	平成 2 9 年 9 月 1 9 日	
	1 台	平成 2 9 年 9 月 2 5 日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 6 台	平成 2 9 年 9 月 6 日	北九州市小倉北区青葉二丁 目 1 番 青葉自転車保管所
	4 3 台	平成 2 9 年 9 月 1 2 日	
	4 3 台	平成 2 9 年 9 月 2 2 日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	1 台	平成 2 9 年 9 月 6 日	
	1 4 台	平成 2 9 年 9 月 1 5 日	
小倉北区自転車放置禁 止区域外	2 台	平成 2 9 年 9 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一 丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	平成 2 9 年 9 月 6 日	
	5 台	平成 2 9 年 9 月 8 日	
	9 台	平成 2 9 年 9 月 1 1 日	

	45台	平成29年 9月14日	
	4台	平成29年 9月15日	
	6台	平成29年 9月22日	
	1台	平成29年 9月26日	
	4台	平成29年 9月28日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	11台	平成29年 9月8日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
モノレール徳力嵐山口 停留所周辺地区自転車 放置禁止区域	1台	平成29年 9月20日	
小倉南区自転車放置禁 止区域外	1台	平成29年 9月1日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	1台	平成29年 9月4日	
	26台	平成29年 9月5日	
	2台	平成29年 9月6日	

	3 台	平成 2 9 年 9 月 8 日	
	3 台	平成 2 9 年 9 月 1 2 日	
	4 台	平成 2 9 年 9 月 1 9 日	
	9 台	平成 2 9 年 9 月 2 0 日	
	3 台	平成 2 9 年 9 月 2 2 日	
	9 7 台	平成 2 9 年 9 月 2 5 日	
	1 1 台	平成 2 9 年 9 月 2 6 日	
	2 台	平成 2 9 年 9 月 2 7 日	
J R 若松駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2 台	平成 2 9 年 9 月 1 4 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
若松渡船場周辺地区自 転車放置禁止区域	4 台	平成 2 9 年 9 月 1 4 日	
若松区自転車放置禁止 区域外	2 台	平成 2 9 年 9 月 1 2 日	
	2 台	平成 2 9 年 9 月 2 6 日	

	2 台	平成 2 9 年 9 月 2 9 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	2 0 台	平成 2 9 年 9 月 1 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
	2 1 4 台	平成 2 9 年 9 月 1 4 日	
	2 8 台	平成 2 9 年 9 月 2 8 日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	平成 2 9 年 9 月 7 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 1 台	平成 2 9 年 9 月 1 1 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 0 台	平成 2 9 年 9 月 1 3 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 0 台	平成 2 9 年 9 月 1 1 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	平成 2 9 年 9 月 2 1 日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	平成 2 9 年 9 月 1 4 日	
	1 台	平成 2 9 年 9 月 1 9 日	

	6 台	平成 2 9 年 9 月 2 0 日
	2 台	平成 2 9 年 9 月 2 8 日

北九州市告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年10月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1280	市瀬3号線	前	北九州市八幡西区市瀬一丁目977番2地先から 北九州市八幡西区市瀬一丁目1096番6地先まで	3.0 ～ 5.4	3.3
		後	北九州市八幡西区市瀬一丁目977番2地先から 北九州市八幡西区市瀬一丁目1096番1地先まで	4.0 ～ 5.4	3.3
1281	市瀬4号線	前	北九州市八幡西区市瀬一丁目1096番5から 北九州市八幡西区市瀬一丁目978番2地先まで	3.5 ～ 6.7	71.3
		後	北九州市八幡西区市瀬一丁目1096番5地先から 北九州市八幡西区市瀬一丁目978番2地先まで	4.0	71.3

北九州市告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年10月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1280	市瀬3号線	北九州市八幡西区市瀬一丁目977番2地先から 北九州市八幡西区市瀬一丁目1096番1地先まで	平成29年10月19日
1281	市瀬4号線	北九州市八幡西区市瀬一丁目1096番5地先から 北九州市八幡西区市瀬一丁目978番2地先まで	平成29年10月19日

北九州市公告第729号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年10月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク富野店

北九州市小倉北区上富野二丁目13番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前

建物東側及び南側 50台

建物屋上 137台

建物敷地東側 48台

計 235台

イ 変更後

建物南側 25台

建物屋上 137台

建物東側 73台

計 235台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前

建物敷地西側、北側及び東側 3箇所

建物敷地東側駐車場西側及び南側 2箇所

計 5 箇所

イ 変更後

建物敷地西側、北側及び南側 3 箇所

4 変更の年月日

平成 29 年 10 月 11 日

5 変更する理由

道路拡幅に伴う駐車場配置及び出入口の見直しのため

6 届出年月日

平成 29 年 10 月 10 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 10 月 19 日から平成 30 年 2 月 19 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに平成 29 年 12 月 29 日から平成 30 年 1 月 3 日までの日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 30 年 2 月 19 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見